

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

・当社は、造成工事を中心とした建設事業において、脱・低炭素化の推進に取り組んでいる。具体的には、低燃費型建設機械の活用や施工計画の見直しによるエネルギー使用量の削減、アイドリングストップの徹底などを通じて、現場におけるCO₂排出量の低減を図っている。また、省エネルギー診断等の助言を踏まえた生産工程の改善や、建設残土の再利用・再資源化、環境負荷の低い資材の活用など、グリーン調達の考え方を取り入れ、持続可能な造成工事の実現に努めている。

- b. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

・当社は、従業員の心身の健康が安全で安定した施工につながるのと考えるのもと、健康経営の推進に取り組んでいる。具体的には、定期健康診断の受診徹底や健康指導に関する情報提供を行うとともに、関係機関のノウハウを活用した健康増進に関する助言・支援を実施している。また、現場作業における負担軽減を目的とした作業環境の改善や、熱中症対策をはじめとする労働災害防止に向けた健康増進施策を関係先と連携して実施し、従業員が安心して働ける職場環境づくりに努めている。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のため

の価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、原材料費や労務費等の上昇分について、直接の取引先のみならず、サプライチェーン全体に適切な価格転嫁が行われるよう配慮した価格決定を行います。また、その考え方がサプライチェーンの隅々まで共有されるよう、取引先に対する情報発信に努めます。

当社は、関係するすべての取引先との共存共栄を目指し、直接の取引先をはじめとするサプライチェーン全体へのパートナーシップ構築の普及に取り組みます。

さらに、取引の適正化を図るため、支払条件の改善に努め、現金払いや電子的手段の活用を進めることで、取引先の資金繰りに配慮した取引慣行の確立を目指します。

2025年12月15日

ローカル・ワーカー株式会社

企業名

代表取締役 平田彬

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。